時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞
送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

時事新報

法典編纂の不容易

今度編纂せらるゝ法典は西洋主義を斟酌したるものなりと云ふ我輩も今日我が人文の程度を觀察して漫ま西洋主義を斥くる者に非ざれども之を編纂する當局者の主意は全體學者流の完全を盛みしものか或は然らずして目前ま不都合を見ざれば足れりとせしものか法典を見るに先だち特に聞かんと欲する所あり若しも徒ま日本の法學の進歩を示すま鋭まして成典の完美ならんみとを求め金科玉條なりとて要もなく味も知れざる千百繁多の條項を設けて其盛膳佳羞の中より口に適ふものを取らんと欲するの趣向あらば其形は所謂燦然見るべきものま相違あからんなれども之ま支配せらるゝ人民の身に取りては繁文の繁なるま度を失して社會の激動甚だしく產を失ひ身を滅すものさへ少なからずして其顚倒殆んと云ふ可らざるのみか斯く實際の要用を見ざるものすでも一時ま成文となして瑕瑾なからしめんとするは當局者の聰明と雖も決して能くし得べき所まあらず今試ま其例證を示さんに彼の十州鹽田組合規則は如何、事の當否は一見親易き所なれども當初みれを編成せんが爲めまは其筋の苦慮大方あらず樣々に考量を運らし久しく討議をおしていよ〳〵是ならばと決定し扨實際に發布して見れば未だ幾あらざるま讃州地方の疊民の苦情起り到底一律を以て規す可らざるの事實現然たるより熟慮の結果たる組合規則も遂ま一朝にして廢止となりたるに非ずや又彼のブールス條例は如何、みれを發布するま付ても西洋の實況等種々ま斟酌考量して文面上ま於ては殆んと完全無缺なるものを編成せしかとも當業者は實地に不都合ありとて異論少なからず民間囂々として何れも今日に適せざるを論じたりしより年月の間、數度の會議を經過していよ〳〵急ぐ可らざるを認めたりけん是れも亦延期となりたるま非ずや然り而して其廢止とおり延期となりたる所以を尋ぬれば一は場方の狀況ま於て許さずと云ひ一は年來の習慣と商人の品質ま於て不合格なりと云ふに過ぎず其他蠶絲業組合規則の如き石油條例の如き或は發布せんとして止み或は發して後、悔ゆるもの皆是れ其始めに當りては當局者が密らざる思慮を費やせし上のとあれども遂に實行し難き瑕瑾あるを免れざるは畢竟するま當局者の學問才識足らざるにあらず實際の觀察は推論以外にあるもの多きが爲めまして編り法律のみならず人間萬事凡て此の如くあれば小心翼々唯過ぐるおからんとを勉るの外ある可らず漫に必要外ま走りて空文の徒ま成るを求むるが如きは社會の事柄を手輕に心得るを者にして乘ま民法商法の如きは一中一局に限るにあらず[illegible]の[illegible]や[illegible]ま[illegible]も多數決[illegible]の[illegible]を[illegible]ま[illegible]の美景[illegible]を慰むる樣の次第にてもあるべし新造律令ある者被輕は目下艦內の艤裝中にて機關等は大半据所けの濟みたる由又先般海軍省より兩所へ新造を[illegible]に所期備はらざる限なければ得からざる所なきの理に均しく實際ま要用ある部分も爲めに意外の不都合を生じて或は遂に收拾し難き錯雜を來たすまとも云ふ可し理想的に絕對的ま法典の完美を欲するは無理ある注文にみそれれ一篇の相續法、一章の離婚法も敢して大に愕然たるみとある可きのみ

扨ならば如何まして可ならんと云ふま我輩は新聞紙發行を業とする者なれば先づ近く例を本業に取りて其趣を說明せんに法典を編纂するには猶ほ我輩が活字を買入るゝが如くあるべし當初出版事業の未だ盛あらざりし時代には容易に活字を買入るゝと能はざりしが故に餘儀なく一時に不要用のものをも準備し不本意あがら多錢を投ぜざる可らざりしと雖も輓近ま至りては所々方々に活字屋ありて隨時ま之を買入るゝの便利を得たるみそ幸なれば先づ必要欠く可らざるものを取捕へ後に至りていよ〳〵無くて不都合のものあらば又更ま之を買整へ實際の要用に迫られて順次に增加し其完備したるものを見れば正ま過不足なく不經濟ある冗費をおさずして濟むみとあり即ち出版業者が活字を買入るの法にして其法は洵ま淺しと雖も移して法典編纂の心得となすべし何を苦んで社會の秩序を激動するの危險を冒し又實施以後の悔あるべきを慎まずして、徒ま學問上の完美を求むるに急進あらんとするや況んや西洋の法文を飜譯して文字までも混雜佶倔ならしむるみともあらば百害を得て一利を見ざるの不幸あるべし我輩は當局者の決して此の如くならざるべきを恃むと雖も其發布ま先だちて敢て一言を呈し條科の繁にして形の完全あらんよりは寧ろ簡にして目前に不足あきを限り活版の印刷局に驟然として何十何百萬の活字を排列し實際不用の文字に錢を費すのみならず徒ま場所を占められて局の混雜を生ずるが如き不都合あからんみとを願る者なり活字は印刷の要用ま應じて日々に買入れ法典の簡條は人事の要用ま迫られて次第ま增加す可きのみ

官報

○東京市訓令第五號　區役所

各區ニ所有スル財產及營造物ハ區會開設ニ至ルマテ從前ノ通區長ニ於テ之ヲ取扱ヒ若シ其物件ニ關スル費用ノ支出其他處分ヲ要スル事件アルトキハ事實ヲ具シテ當廳ノ指揮ヲ受ケ施行スヘシ

明治廿二年七月廿二日　東京市參事會

○敍任及辭令

任學習院教授（奏任官五等年俸六百圓）（本月二十日）　加賀　秀一

敍正五位（六月二十六日）　從五位男爵　新田　俊純

富士山〜出張ヲ命ス（七月十九日內務省）　內務五等技師　中村　緒男

雜報

○檢察官の懲責　秋田縣警部補中田直久氏は秋田魁新報社員長井行氏の被告事件に付き裁判確定の前同氏を拘留ま處したる廉を以て左の如き懲責を受けたるよし

秋田縣警部補　中田直久

客月廿四日秋田魁新報記者長井行ある者の被告事件に關し裁判所に於て拘留十日の言渡を受けたるに拘留ま秋田監獄へ送致拘留せしめたる段職務上不都合に付懲責す

○赤間關と大阪航　小野濱海軍造船所ま於て繫ていより新造律令ある者被輕は目下艦內の艤裝中にて機關等は大半据所けの濟みたる由又先般海軍省より兩所へ新造を命じたる軍艦大嶋號は先程より工事中なるが既に船體丈けは出來上りたるよし

○兒嶋灣の開墾を願ふ　岡山縣の書士族にして有名なる撃劍家（徒弟凡そ四千餘人あり）阿部右源次氏は先年當て同志と謀り兒嶋灣の開墾事業を企てしも何分之に應するの資力に乏しく且當時は十分の測量も屆かざりしが爲め空しく素志を屈して時機の到るを待ちしに今回大坂の藤田組にて此大業を爲すと聞き大に之を賛成し居る折柄非開墾說又一方に起りしを以て實況を探る爲め同地方ま至り親しく沿灣の漁民にも聞糺せしま世風說するとは大に違ひ何れも內心に之を希望する者多きを以て益々爰に素志を達する時到れるを喜び千坂岡山縣知事ま宛て速に開墾事業着手あらん事を斯る云々と一篇の建白書を差出したりと又兒嶋郡天城村或は興除村或は上道郡手井村等よりも同志相謀りて開墾賛成の意を申出で中には大坂藤田組に宛て直接間接ま此業を助く可けれは速に土工に着手ありたしとの書面を贈る者もありと云へり

○時計を減す　海軍省ま於ては此程より經費節減のため總て冗費を省きし其序てま各局課へ備置たる時辰器數十個を廢し本省內へ二箇、軍法會議所へ一箇となし餘は悉く拂下げたるよし

○北海道の鐵道　は室蘭ま止るとの噂あるより函館港の人民は大に心配して土地の盛衰にも關するみとなれば是非とも同港まで全通の事ま請願せんと有志諸氏相峽の上渡邊飛四郎常野嘉兵衛の兩氏總代として札幌ま赴き長官幷に理事官に面會して纏々意見を申し述べさる處長官ま於ても至極尤もなれば一應中央政府へ申議したる後追て沙汰に及ぶべしとて願書類一切を道廳に預りしと云ふ

○楠正成廿一代の後胤　河內國石川郡喜志村の平民春谷龜壽郎と呼べるは去る十八日拙者みそ故攝河泉三州の大守楠朝臣楠正成二十一代の後胤にて候憐れ先代の實勳ま発し華族の列に加へられん事聖代の餘澤只管希願の儀にて候と自ら大坂府廳ま名乘り出で證據品に願書をも添へて差出したりといふ

○大坂の區吏員　大坂市參事會にては既に區長及び區書記の定員幷に俸給を議決せし由あるが區長は定員を四名とし俸給は年俸五百圓以上千圓以下を六級に分ち書記は總員百六十七名を以て定數とし月俸は八圓より四十圓迄を九級に分ち夫々支給する都合なりと

○蠶桑長策　と云へるは境玉縣人尾高惇忠氏が十餘年來の實驗上より養蠶に就き種々の注意を記し又先蠶は春夏中に後蠶は秋中ま一年兩度飼育すべしとて專ら後蠶の利益を說きたるものまして近々丸善書店より出版するよし漸く秋蠶の季節に向ふ折柄蠶業者には一讀の價あるべしと云へり

○知恩院の財產差押へ　淨土宗の總本山なる京都の知恩院にては筑後國久留米の第六十一國立銀行に九萬六千餘圓の負債ありて其の返却の滯りし爲め同行より京都始審裁判所へ出訴せられ同院の敗訴となりたるも不服なりとて大坂控訴院に控訴せしが是亦敗訴と成りたるを以て原告よりは知恩院に係る財產差押への儀を京都始審裁判所へ出願し去る十六日同所より命令書を京都下京區役所に下附し同役所は去十八日吏員を派出して財產を差押へたりと云ふ

○上海の景氣強し、日本郵船會社の西京丸にて清國上海より去る十七日出帆せし人民を合せて[illegible]したる者あり或び外人を合せて[illegible]が其上陸せし人[illegible]におき熱度にして[illegible]本年は既ま百五[illegible]ざれば恰も甑中[illegible]死する者もあり[illegible]何れも此の酷烈[illegible]て又上海居留の[illegible]のも多かりしと[illegible]

○蓋配人の頭痛　轉其他の書面に[illegible]に行はれ府下小[illegible]を被むると拙なる[illegible]制を布きたる今[illegible]は不都合あれば[illegible]行はるゝ由必竟[illegible]借人の居住地號[illegible]の權利をも與へ[illegible]民及愚昧者に取[illegible]惑も尠なからざ[illegible]とぞ

○伊萬里の洪水　同地未曾有の洪[illegible]く流失し流れ家[illegible]去る十二三日頃[illegible]場へ八千貫目餘[illegible]產の上物日々二[illegible]六の兩日ま於て一[illegible]にて即日賣切れ[illegible]なれば鰯極上ま[illegible]一割五分の高直[illegible]一昨日は土用三[illegible]明二十四日は丑[illegible]より好景氣を現[illegible]構へ幾分か强味[illegible]大飛二圓五六十[illegible]內外、鰯一升に[illegible]大飛十八錢より[illegible]

巴里博覽[illegible]

第十三[illegible]

一寸前回にも[illegible]宮殿よりセー[illegible]笠原惠氏の出品[illegible]百坪ばかりの小[illegible]以て編み立てた[illegible]本茶を賓客に供[illegible]久保田氏をして[illegible]を綴ふるの工[illegible]植の矮松短竹[illegible]は小池の形を[illegible]圖を圖きたる者[illegible]人は大半八珍に[illegible]て時に杖を此[illegible]の存低くにあ[illegible]

○新橋神戸間發車時刻　新橋發午前六時十分（京都止り）、九時四十五分（名古屋止り）、午後二時三十分（神戸止り）、四時四十五分（名古屋止り）、六時十五分、八時十五分（神戸止り）、十一時十五分（名古屋止り）、十時十五分、十一時十五分（神戸止り）、午前七時十五分（名古屋止り）、十時十五分（神戸止り）、午前十時三十分、午後零時四十五分、五時三十分、七時三十分、八時三十分、九時十五分（急行）、十時二十分、十時三十分（急行）、十一時十五分（急行）、午前六時十分、六時四十分、八時、八時三十分（急行）、九時四十五分（急行）、十時五十分、午後零時五分、二時二十五分（急行）、四時十五分（急行）、六時十五分、八時十五分（急行）、十一時十五分（急行）、午前六時十分、八時十分、十時十五分、十一時十五